



2018年12月20日

各 位

会 社 名 北川工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 北川 清登
(コード：6896、名証第二部)
問合せ先 取締役管理部長 鈴木 浩一
(TEL. 0587-34-3011)

臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年2月下旬に臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催する場合に必要な基準日の設定について、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会に係る基準日等について

当社は、本臨時株主総会を開催する場合に備え、本臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、2019年1月9日（水）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、議決権を行使することができる株主といたします。

- (1) 基準日 2019年1月9日（水）
- (2) 公告日 2018年12月25日（火）
- (3) 公告方法 電子公告（当社ホームページに掲載いたします。）
<https://www.kitagawa-ind.com/ir/houtei.html>

2. 本臨時株主総会の開催日程及び付議議案等について

2018年11月5日付の当社プレスリリース「日東工業株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、2018年11月6日（火）から同年12月26日（水）までを公開買付け期間とする日東工業株式会社（以下「日東工業」といいます。）による当社普通株式に対する公開買付けが成立した場合には、当社は、日東工業からの要請により、本臨時株主総会において、当社普通株式の併合を行うこと（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款変更を行うこと等の議案を付議する予定です。

この度、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日を設定することいたしました。なお、本臨時株主総会を招集・開催する場合には、その開催日時、開催場所及び付議議案の詳細等につきまして、決定次第改めてお知らせいたします。

以 上